

議員団 ニュース

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463 - 23 - 1111 (内線 2375)

平塚市浅間町 9 - 1 平塚市議会控室

No.1167 2012年4月22日発行

日本共産党平塚市議会議員団

団長 渡辺 敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

松本 敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

高山 和義

電話・fax 31 4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

日本共産党議員団の法律相談

今回は5月12日(土)です。

午後1時から (要予約)

「市長と語ろう！ほっとミーティング」 今年度のテーマは「まちづくり」

4月11日、今年度初めての「市長と語ろう！ほっとミーティング」が岡崎公民館で行われました。

昨年度は「地域防災」についてがテーマでしたが、今年度は市民と協働して魅力あるまちづくりを進めるため、今後のまちのあり方について語り合う「あなたの地域のまちづくり」がテーマです。今回は17人の応募市民が市長と活発に語りあいました。

落合市長にとっては岡崎公民館は主事として働いた「思い出の場所」でもあり、大勢の傍聴者が詰めかけました。

今回の対話の中で、複数の方々から出された意見は「交通の便が悪い」ということでした。

「平塚のチベット」交通が平塚



こまわりの効くバスを！

とリンクしていない。伊勢原圏域だと、深刻な状況が語られました。

また、老人会で活躍している方々からは「補助金が減って運営に困っている」という声。「人数が増えるのに、どんどん減っていく」「老人会は公園の掃除、地域や子どもたちの防犯もやっている。補助金を出した方がトクと考えていただきたい。

老人が元気なことは、プラスになっていると思う」というと、「高齢者健康増進手当という観点ですね」と、司会者も納得。市長からは、「補助金はカットしているが、考えてほしいということなので、その視点で考えて行きたい」という前向きな回答がありました。

また、岡崎福祉村「鈴の里」も9年がたち、地域に定着してきて手狭になってきたという声もありました。

- * サイクリングコースの改修を、
 - * ふるさとの川「鈴川」が憩いの川となってほしい。眺める川でなく、触れ合う川に。
 - * 岡崎の「生きもの」を子どもたちに教えて行きたい。自然保全を。
 - * ゴミを減らし、無駄な電気を減らそう。
 - * 鈴川のサイクリングコースにトイレを。
 - * 公園の低木の剪定は、地域でやれるところはやりたい。
- など、多くの意見が出され、市長は、一人一人の意見に対し、考えを述べておられました。



みんなに親しまれる鈴川に(岡崎在住の方が撮影)

ひらつかの景観と住環境を守るには

いま、市内出縄字谷戸に突如、大規模な墓地造成計画が持ち上がり、地域では反対運動が起こっています。(1164号で紹介)

そこは山の頂上。すぐ隣地には住宅、病院などが建っています。山の森林を伐採し、3~6m削って平地にして1519基のお墓を作る計画で、住民の方々は、大規模な造成による土砂崩れや住宅への風の影響などを心配しています。そして、何より家の隣に大きな墓地ができることは誰も望んでいなかったことで、3月議会には住民から建設中止を求める陳情が出されました。

「墓地の経営の許可」権限が市に墓地等の経営の許可に関する権限は、今年の3月31日までは都道府県にありました。ところが昨年8月に成立した「第2次一括法」によって、今年の4月1日からは各市町村に移譲されることになり、昨年度に県に申請を出していたものも、各自治体が担うことになりました。

多くの自治体で要綱

墓地等に関する許可権限は県にあっても、自治体が独自に墓地建設に関する要綱を作り規制していた秦野市などでは、墓地建設計画はあっても、民家のすぐ横にこうした大規模な墓地が出来るといったことは起こりませんでした。

平塚市では

平塚市では、「墓地に関する許可は県にある」として、要綱を作ってこなかったため、近隣住民への説明会で厚木市にお寺を持つ事業主の住職が「厚木市で(許可を)取るのは至難の業、それに比べここは…」と語ったように、平塚市の無防備さが露呈しました。

平塚市は、すでに県に申請したものは経過措置があるとして、県条例をそのまま引き継ぎ、今後時期を見て改定していくとしています。

同じ条件の逗子市では

逗子市でも平塚市同様これまで要綱がなく、3月までに住民の望まない墓地建設計画が1件県に申請されていましたが、4月から施行する条例には県条例より厳しい内容を盛り込みました。

平塚市では「できない」としてきたことが、逗子市でできたのはなぜか。

住民が大切にしている景観や住環境を、市民と行政とが協働して守っていくには、どういう視点が重要なかが問われます。

「墓地等の経営の許可に関する条例」 平塚市と逗子市を比較（抜粋）

平塚市

(墓地等の経営主体)

- (1)地方公共団体
- (2)宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所等を有する宗教法人(以下「宗教法人」という。)

- (3)公益社団法人又は公益財団法人であって、墓地等の経営を目的とするもの

(事前協議)

1～3は略

(経営計画の周知)

第5条1項(1)は略

- (2)墓地等の近隣の土地または建物の所有者、住民、学校の管理者等であって規則で定める者に対し、墓地等の経営計画の概要について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容その他規則で定める事項について市長に報告しなければならない。

(周辺住民等との協議)

経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議

逗子市

(墓地等の経営主体)

- (1)地方公共団体
- (2)宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人(以下「宗教法人」という。)で、主たる事務所又は従たる事務所を逗子市の区域内(以下「市内」という。)に有し、かつ、当該市内に有する主たる事務所又は従たる事務所について、宗教法人法に基づく登記を行った日の翌日から起算して当該宗教法人が行う当該経営しようとする墓地等に係る第5条第1項第2号の規定による届出の日までの期間が5年以上経過し、及び当該期間中継続して宗教活動を行っているもの

- (3)墓地等の経営を目的とする公益法人(事前協議)

4. 宗教法人法第6条第1項に規定する公益事業として墓地又は納骨堂についての第1項の協議を行う宗教法人及び公益法人にあつては、当該協議を行うときに規則で定める額を超える当該墓地等の設置等に係る資金を有していなければならない。かつ、当該墓地等の設置に要する費用の一部を借り入れる場合の借入先は、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行その他規則で定める金融機関でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(経営計画の周知)

- (2)前号の規定により標識を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出ること。

(周辺住民等との協議)

経営許可を受けようとする者は、周辺住民等から墓地等経営計画について、規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があったときは、当該申出をした者と

平塚市

しなければならない。

(経営許可の申請)
第8条1～2項は略

(設置場所の基準)

第10条墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1)は略
- (2)墓地等の境界線と人家、学校等との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りではない。

(追加説明)

ここで言う「規則で定める距離」は埋葬(土葬のこと)の場合に人家から110m離れることとされており、焼骨を埋蔵する墓地への規定はない。

(3)略

(経過措置)

2. この条例の施行の際現に神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年神奈川県条例第68号)第4条第1項若しくは第6条の規定による協議又は県条例上に規定する措置が行なわれている墓地等の経営許可等に係る施行日前に行われた手続きその他の行為は、この条例の相当規定により行われた手続きその他の行為とみなす。

逗子市

十分に協議を行うとともに、その理解を得るように努めなければならない。

2. 経営許可を受けようとする者は、前項の規定により協議を行ったときは、速やかに協議の内容その他規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。

(経営許可の申請)

3. 第1項の規定による申請書の提出は、第4条から第6条までの規定による手続及び市長が必要であると認めた関係法令の規定による手続を経た後でなければ行うことができない。

(設置場所の基準)

- (2)次の各号に掲げる墓地等の区域の境界線と建物との水平投影面における最短の距離は、当該各号に定める距離以上であること。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

ア 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂、
(ア)人が現に居住する建物 75メートル
(イ)学校、病院等の規則で定める建物 110メートル

イ 埋葬を行う墓地

人が現に居住し、又は使用している建物 110メートル

ウ 火葬場

人が現に居住し、又は使用している建物 300メートル

(経過措置)

2. 施行日前において、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年神奈川県条例第68号)の規定に基づき行われている手続中の市内における墓地等の経営の許可等については、この条例の施行日以後においては市長に対してなされたものとみなし、本条例の規定を適用する。